交付条件(森町お達者度向上活動認定証交付事業実施要領第3条)

- 1. 実施要領第3条第1項の団体及び同条第2項の店舗は、活動期間が6ヶ月以上継続していることとする。
- 2. 実施要領第3条第1項の団体は、<u>自立して活動する団体</u>であることから申請 年度及び前年度において国、県、町等の補助金を受けていない団体とする。

(こかげは町補助金があり対象外、100サロンは社協補助金あり対象外

- 3. 実施要領第3条第1項の「運動・体操」「趣味の農業」「居場所・サロン」「共 食の集い」は、開催している時間の規定は設けていない。
- 4. 実施要領第3条第1項(1)、(3)、(4)の団体は、町民5人以上の団体とする。
- 5. 実施要領第3条第1項の団体は、各号に規定する町民の人数がいて、活動を町内で行っている必要があるが、町民のみで組織している必要はない。
- 6. 実施要領第3条第1項各号に記載する「団体」は、構成員名簿の提出が必要
- 7. 実施要領第3条第1項(2)の「趣味の農業」は、団体の町内メンバー全てが農業を生業としていないこと。

(良心市へ出荷していることで不可としない)

- 8. 実施要領第3条第1項(3)の「居場所、サロン(通いの場)」は、<u>開催団体は非営利の団体である</u>こと。また、<u>趣味の会は行われる内容が限定されていることから対象外とする。</u>なお、(1)は運動(2)は農業(4)は共食に内容を限定して認定をおこなっている。
- 9. 実施要領第3条第1項(4)の「共食の集い」の<u>開催団体は非営利の団体で</u>あること。
- 10. 実施要領第3条第2項(1)は、<u>急須で淹れた緑茶の提供について有償、</u>無償は問わない。
- 11. 実施要領第3条第2項(1)の定期的に提供しているとは、イベントでの 提供は対象外とする。
- 12. 実施要領第3条第2項 (1) の<u>「店内全面禁煙」は、紙たばこに加え電子</u> たばこも含まれるものとする。
- 13. 実施要領第3条第2項(2)は、高齢者の低栄養予防を目的としているため、食事(惣菜含む)を提供してだけでは認定できない。<u>高齢者に対する提供の工夫を確認する必要がある。(例 移動販売 など)</u>